

環境の現況と対策 令和7年度実績（速報）

注：本資料に掲載された結果は、後ほど環境白書に掲載される予定のものとなりますが、現時点では速報値としての取り扱いとなりますのでご承知おきください。

第1節 大 気

1 概 況

大気汚染の原因となる物質のうち、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」）が定められた物質の達成状況は、下表のとおりです。

光化学オキシダントのみ環境基準に適合しませんでした。当該物質は全国的に基準を満たしていないため、気象変動等や大陸からの越境汚染が要因であると考えられています。

この超過に対して、人の健康又は生活環境に被害が生じるおそれのある場合の注意報や警報の発令及び人的被害、苦情、問合せ等はありませんでした。

■ 環境基準達成状況（令和7（2025）年度）

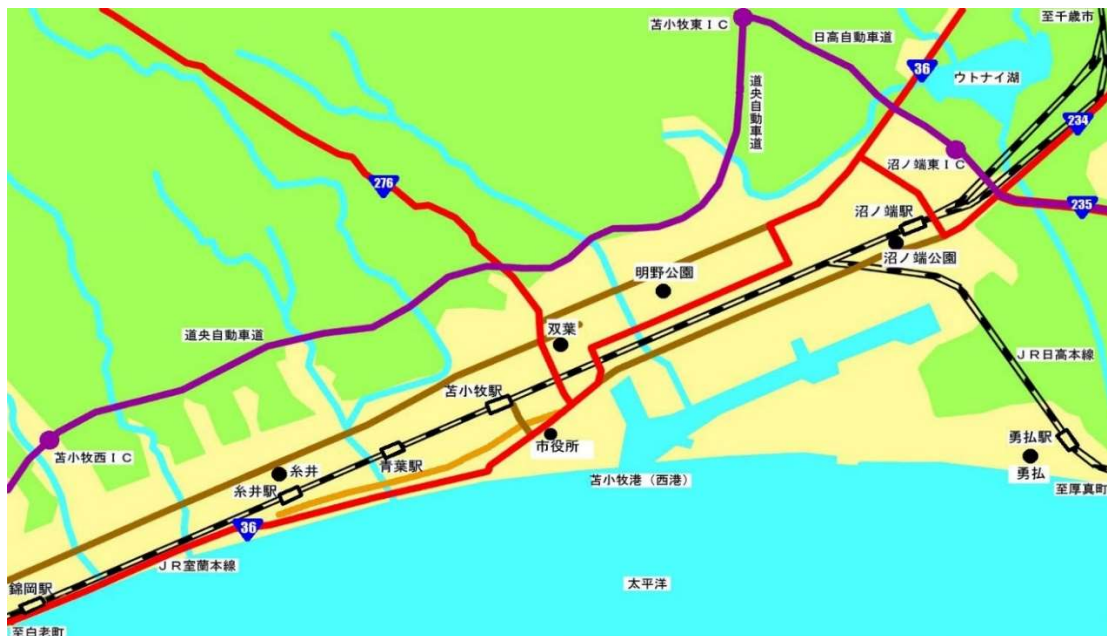
物質名	解 説	評 価
二酸化硫黄	高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、森林や湖沼などに影響を与える酸性雨の原因物質になると言われています。	○
二酸化窒素	高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になると言われています。	○
一酸化炭素	血液中のヘモグロビンと結合して酸素を運搬する機能を阻害し、人体に有害な影響を及ぼすと言われています。	○
浮遊粒子状物質	大気中に浮遊する粒径 10 μ m 以下の粒子のことをいい、高濃度で肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼすと言われています。	○
光化学オキシダント	光化学スモッグの原因となり、高濃度では粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も観測されています。	×
微小粒子状物質 (PM2.5)	大気中に浮遊する粒径 2.5 μ m 以下の微細な粒子のことで、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器や循環器への影響が懸念されています。	○
有害大気汚染物質	ベンゼン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ダイオキシン類 シクロロメタン	○

(注) 評価欄の「○」は環境基準達成、「×」は環境基準未達成を表す。

2 各測定地点における測定項目及び達成状況

本市では、市内6地点（一般環境測定局4局、自動車排出ガス測定局2局）で、大気汚染物質を常時監視しています。

■大気汚染物質測定地点図、測定項目及び達成状況



測定局名	窒素酸化物				浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	炭水化素			有害大気汚染物質	風向・風速	気温・湿度・日射量
	二酸化硫黄	一酸化窒素	二氧化窒素	一酸化炭素			メタン	非メタン炭化水素	微小粒子状物質			
双葉(一般環境)	○	○	○	-	○	×	-	-	-	-	○	-
明野公園(一般環境)	○	○	○	-	○	×	-	-	-	○	○	-
沼ノ端公園(一般環境)	○	○	○	-	○	×	○	○	○	○	○	○
勇払(一般環境)	○	○	○	-	○	×	-	-	-	-	○	-
糸井(自動車排ガス)	-	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-	-
市役所(自動車排ガス)	-	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-

※「一般環境測定局」は、一般的な生活空間の大気汚染状況を測定しています。

※「自動車排ガス測定局」は、主要道路沿における自動車排ガスの影響を測定しています。

※表中「○」は環境基準達成項目、「×」は超過項目、「-」は未測定を表しています。

■有害大気汚染物質（優先取組物質）の測定地点及び項目

(環境基準・指針値設定項目)

測定項目 測定局名	環境基準設定項目					指針値設定項目※1										
	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ダイオキシソ類	ジクロロメタン	アクリロニトリル	塩化ビニルモノマー	クロロホルム	1,2-ジクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	塩化メチル	アセトアルデヒド	ニッケル化合物	水銀及びその化合物	ひ素及びその化合物	マンガン及びその化合物
明野公園(一般環境)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沼ノ端公園(一般環境)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-
糸井(自動車排ガス)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-

※アクリロニトリル等9物質については、健康リスクの低減を図る目標として指針値が定められています。

※表中「○」は環境基準（指針値）達成項目、「×」は超過項目、「-」は未測定を表しています。

(その他の項目)

測定項目 測定局名	トルエン	酸化エチレン	クロム及び三価クロム化合物	六価クロム	ベリリウム及びその化合物	ベンゾ[a]ピレン	ホルムアルデヒド
明野公園(一般環境)	○	○	○	○	○	○	○
沼ノ端公園(一般環境)	○	-	-	-	-	-	-
糸井(自動車排ガス)	-	-	-	-	-	-	○

※「その他の項目」は、優先取組物質のうち、環境基準または指針値が定められていない項目を指します。

※表中「○」は測定項目、「-」は未測定を表しています。

3 測定結果（光化学オキシダント（Ox））

光化学スモッグの原因であり、高濃度になると粘膜を刺激し、呼吸器系へ悪影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も報告されています。

【令和7（2025）年度の評価】

全測定局で環境基準未達成となっています。主な要因は、自然現象(季節風による成層圏オゾン層の沈降)や大陸からの越境汚染によるものと考えられています。なお、注意報等の発令に至る濃度は確認されておらず、問合せ等も寄せられていません。

■光化学オキシダント(Ox)の環境基準による評価結果（令和7（2025）年度）

測定局名	環境基準評価			(参考)		注意報発令		(参考)	(参考)
	昼間の1時間値が0.06 ppmを超えた時間数とその割合		環境基準達成状況 (達成○ 未達成×)	昼間の1時間値が0.06 ppmを超えた日数とその割合		昼間の1時間値が0.12 ppmを超えた時間数とその割合		昼間の1時間値の最高値 ppm	昼間の日最高1時間値の年平均値 ppm
	時間	%		日	%	時間	%		
双葉	29	0.53	×	9	2.47	0	0	0.070	0.040
明野公園	24	0.44	×	7	1.92	0	0	0.067	0.042
沼ノ端公園	19	0.35	×	7	1.92	0	0	0.065	0.041
勇払	167	3.07	×	29	7.95	0	0	0.070	0.045

(環境基準評価の方法)

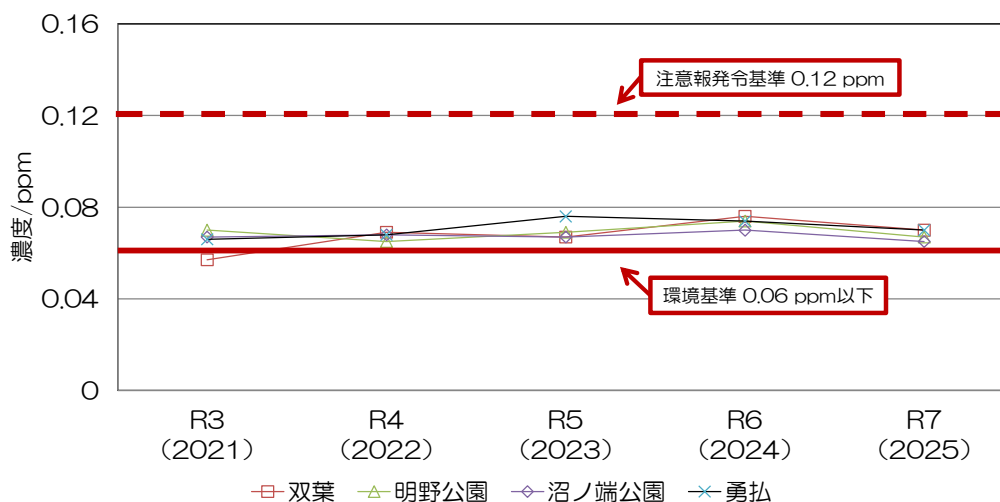
昼間(午前5時から午後8時までの1時間値が0.060 ppm以下であること。

(光化学オキシダントの緊急時発令基準)

環境基準とは別に、人の健康又は生活環境に被害が生じる恐れのある場合、注意報や警報の発令基準が定められています。

注意予告 0.10 ppm ・ 注意報 0.12 ppm ・ 警報 0.24 ppm ・ 重大警報 0.40 ppm

■経年変化(昼間の1時間値の最高値)



4 大気汚染防止対策

(1) 法令によるばい煙及び一般粉じんの規制・指導

本市では、大気汚染防止法の対象施設を有する事業場に立入りし、基準に適合しない事業場に対しては、施設や維持管理の改善など必要な指導を行っています。

■大気汚染防止法に基づく立入調査結果（令和7（2025）年度）

調査事業場数 (施設数)	調査結果		
	排出基準違反	届出変更未届	自主測定未実施
28 事業場 (施設)	0 事業場	13 事業場	0 事業場

(2) 石綿(アスベスト)対策

令和7（2025）年度の本市における特定粉じん排出等作業（石綿を含有する吹付材や断熱材等の除去を伴う作業）の届出件数及び立入現場数は以下のとおりとなっています。

■特定粉じん排出等作業に係る届出及び立入検査（令和7（2025）年度）

届出件数	立入現場数	指導件数	備考
11 件	6 件	1 件	※令和4年度からは工場の届出も含みます。

第2節 水 質

1 環境基準達成状況

水質汚濁に係る環境基準のうち、汚染の指標として代表的な評価方法である生物化学的酸素要求量 BOD 及び化学的酸素要求量 COD 並びに健康項目についての環境基準達成状況の評価は、以下のとおりです。

なお、北海道が実施した測定結果については、令和 7（2025）年度分が未確定のため、令和 6（2024）年度分の結果を掲載しています。

■ 市内河川の環境基準達成状況（令和 6（2024）年度）

（北海道調べ）

水 域 名	生物化学的酸素要求量 BOD	健康項目
別 々 川	○ 測定を行った全ての項目で 環境基準を達成しています。	○ 測定を行った全ての項目で 環境基準を達成しています。
樽 前 川		
覚 生 川		
錦 多 峰 川		
小 糸 魚 川		
苫小牧川上流		
苫小牧川下流		
幌 内 川 上 流		
幌 内 川 下 流		
安 平 川		
勇 払 川 上 流		
勇 払 川 下 流		
美 々 川		

■ 苫小牧海域の環境基準達成状況（令和 6（2024）年度）

（北海道調べ）

水 域 名	化学的酸素要求量 COD	健康項目
苫小牧海域	△ 測定を行った一部の地点で 環境基準を超過しておりました。	○ 測定を行った全ての項目で 環境基準を達成しています。

（注）生物化学的酸素要求量 BOD 及び化学的酸素要求量 COD は、有機物による水質汚濁の指標であり、年間の日間平均値の全データのうち、75%値のデータが環境基準を達成している場合は「環境基準達成」、それ以外は「環境基準未達成」とします。

2 河川の水質測定地点及び測定結果

本市では、美々川水系 4 地点（美々川 3 地点、美沢川 1 地点）、北海道においては、環境基準の類型指定がされている別々川、樽前川、覚生川、錦多峰川、小糸魚川、苫小牧川、幌内川、安平川、勇払川、美々川の 10 河川計 20 地点の水質測定を行っています。

■ 河川環境基準の類型及び調査地点位置図



河川調査地点名称			
①第一美々橋	②松美々橋	③合流点下流	④第二美々橋
①別々橋	②樽前橋	③覚生橋	④錦岡橋
⑤小糸魚橋	⑥王子専用取水口	⑦寿橋	⑧市浄水場幌内取水口
⑨港橋	⑩静川橋	⑪勇払橋	⑫夕振大橋
⑬ウトナイ湖 ST-1	⑭ウトナイ湖 ST-2	⑮ウトナイ湖 ST-3	⑯室蘭本線橋梁
⑰沼の端橋	⑱松美々橋	⑲美々橋	⑳新植苗橋

■ 環境基準値(生活環境項目)

※ 苫小牧市該当分のみ抜粋

区分	類型	pH	BOD (mg/L)	DO (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)
一般項目	AA	6.5 以上	1 以下	7.5 以上	25 以下	20 以下
	A	8.5 以下	2 以下			300 以下

(注) 大腸菌数は年間の全データのうち、90%値のデータで評価を行います。

(1) 美々川水系の水質測定結果 (令和7(2025)年度)

(苫小牧市調べ)

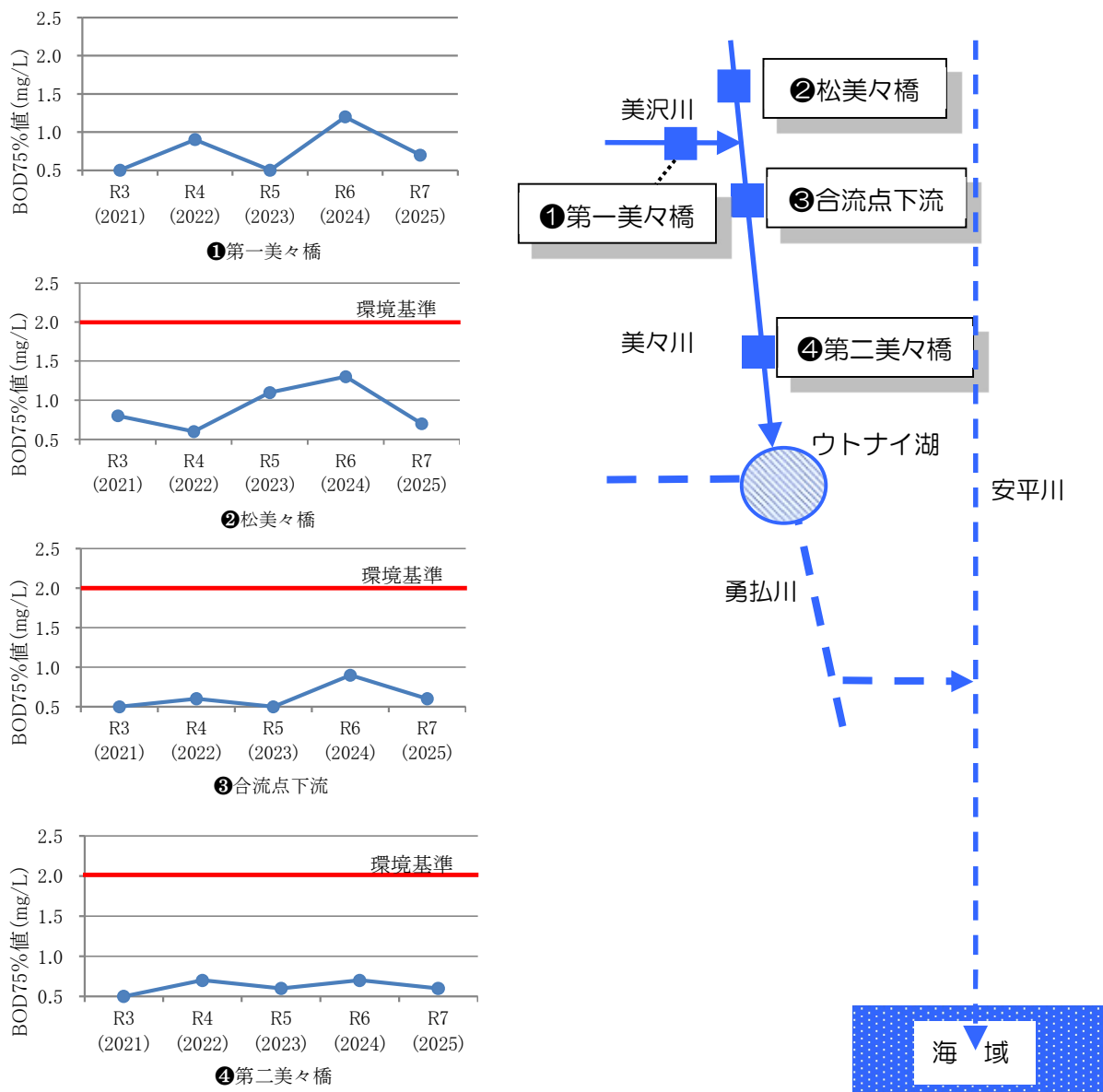
水域名	地点No.及び測定地点名	類型	pH		BOD (mg/L)			DO (mg/L)		大腸菌数 (CFU/100mL)	
			最大値 最小値	最大値 最小値	75% 値	評価	最大値 最小値	最大値 最小値	最大値 最小値	90% 値	
美沢川	① 第一美々橋	-	7.2 6.6	1.0 <0.5	0.7	-	8.5 4.0	5 1	280 4	280	
美々川	② 松美々橋	A	7.1 6.5	0.7 <0.5	0.7	○	10 5.3	5 <1	170 60	170	
	③ 合流点下流	A	7.3 6.7	0.7 0.5	0.6	○	10 5.4	5 1	140 20	140	
	④ 第二美々橋	A	7.1 6.8	0.7 <0.5	0.6	○	10 8.1	7 1	130 4	130	

(注) 美沢川は美々川の支流であり、類型指定がないため環境基準値は設定されていません。

評価欄の「○」は環境基準達成、「×」は環境基準未達成を表す。

■ 美々川水系のBOD(75%値)経年変化及び測定地点概略図

(苫小牧市調べ)



(2) 河川の水質測定結果

■ 生活環境項目の水質測定結果 (令和6 (2024) 年度)

(北海道調べ)

水域名	地点No.及び 測定地点名	類 型	pH		BOD (mg/L)			DO (mg/L)		大腸菌数 (CFU/100mL)	
			最大値 最小値	最大値 最小値	75% 値	評 価	最大値 最小値	最大値 最小値	最大値 最小値	90% 値	
別々川	① 別々橋	AA	7.5	1.2	0.6	○	13	7	390	390	
			7.2	<0.5			10	1			
樽前川	② 樽前橋	AA	7.6	1.0	<0.5	○	13	8	140	140	
			7.3	<0.5			9.5	<1			
覚生川	③ 覚生橋	AA	7.3	1.3	0.7	○	11	9	190	190	
			7.1	<0.5			7.8	2			
錦多峰川	④ 錦岡橋	AA	7.5	1.4	0.6	○	11	5	360	360	
			7.2	<0.5			9.0	2			
小糸魚川	⑤ 小糸魚橋	AA	7.7	0.9	0.6	○	11	9	200	200	
			7.2	<0.5			10	3			
苫小牧川	⑥ 王子専用 取水口	AA	7.8	0.6	<0.5	○	11	3	72	72	
			7.6	<0.5			9.4	<1			
幌内川	⑦ 寿橋	A	7.2	0.7	0.6	○	10	5	220	220	
			6.9	<0.5			8.0	3			
幌内川	⑧ 市浄水場 幌内取水口	AA	7.4	<0.5	<0.5	○	11	4	190	190	
			7.1	<0.5			10	<1			
安平川	⑨ 港橋	A	7.0	0.9	0.5	○	8.2	6	520	520	
			6.6	<0.5			7.2	3			
安平川	⑩ 静川橋	A	7.4	1.4	0.9	○	12	24	340	340	
			7.2	0.7			6.9	11			
勇払川	⑪ 勇払橋	A	7.3	1.1	0.9	○	12	20	480	480	
			7.2	0.6			6.9	5			
勇払川	⑫ 夕振大橋	AA	7.7	1.2	0.8	○	12	3	220	220	
			7.0	<0.5			9.6	2			
勇払川	⑬ ウトナイ湖 ST-1	A	8.4	1.3	1.0	○	11	5	68	68	
			7.3	<0.5			10	1			
勇払川	⑭ ウトナイ湖 ST-2	A	8.6	1.3	1.3	○	12	3	10	10	
			7.6	<0.5			10	1			
勇払川	⑮ ウトナイ湖 ST-3	A	8.7	2.3	1.8	○	12	13	79	79	
			7.5	0.5			10	2			
勇払川	⑯ 室蘭本線 橋梁	A	8.7	1.1	1.0	○	12	18	64	64	
			7.7	<0.5			10	4			
美々川	⑰ 沼の端橋	A	8.5	1.2	1.2	○	12	12	51	51	
			7.4	<0.5			9.8	4			
美々川	⑱ 松美々橋	A	7.3	1.2	1.1	○	11	6	300	300	
			7.0	0.6			7.2	2			
美々川	⑲ 美々橋	A	7.4	1.3	1.0	○	11	3	140	140	
			6.9	0.6			7.3	1			
美々川	⑳ 新植苗橋	A	7.3	2.0	1.9	○	11	9	240	240	
			7.1	1.4			9.3	3			

(注) 1 類型欄の下線(A など)は、環境基準地点(環境基準の維持達成状況を把握するための測定点)であることを示す。

なお、参考として、環境基準地点以外の評価も行っている。

2 評価欄の「○」は環境基準達成、「×」は環境基準未達成を表す。

■健康項目の測定結果 (令和6 (2024) 年度)

(北海道調べ) 単位 : mg/L

項目 (環境基準)	別々川	幌内川	安平川	勇払川		美々川		
	別々橋	港 橋	勇払橋	ウトナイ湖 ST-2	室蘭本線 橋梁	松美々橋	美々橋	新植苗橋
カドミウム (0.003mg/L 以下)	—	<0.0003	<0.0003	—	<0.0003	—	—	<0.0003
全 シ ア ン (検出されないこと)	—	—	<0.1	—	—	—	—	—
鉛 (0.01mg/L 以下)	—	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	—	—	<0.005
六 価 ク ロ ム (0.02mg/L 以下)	—	—	<0.01	—	—	—	—	—
ひ 素 (0.01mg/L 以下)	—	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	—	—	<0.005
総 水 銀 (0.0005mg/L 以下)	—	<0.0005	<0.0005	—	<0.0005	—	—	<0.0005
ジクロロメタン (0.02mg/L 以下)	—	—	<0.002	—	—	—	—	—
四 塩 化 炭 素 (0.002mg/L 以下)	—	—	<0.0002	—	—	—	—	—
1,2-ジクロロエタン (0.004mg/L 以下)	—	—	<0.0004	—	—	—	—	—
1,1-ジクロロエチレン (0.1 mg/L 以下)	—	—	<0.01	—	—	—	—	—
トリス-1,2-ジクロロエチレン (0.04mg/L 以下)	—	—	<0.004	—	—	—	—	—
1,1,1-トリクロロエタン (1 mg/L 以下)	—	—	<0.001	—	—	—	—	—
1,1,2-トリクロロエタン (0.006mg/L 以下)	—	—	<0.0006	—	—	—	—	—
トリクロロエチレン (0.01mg/L 以下)	—	—	<0.001	—	—	—	—	—
テトラクロロエチレン (0.01mg/L 以下)	—	—	<0.0005	—	—	—	—	—
1,3-ジクロロプロパン (0.002mg/L 以下)	—	—	<0.0002	—	—	—	—	—
チ ウ ラ ム (0.006mg/L 以下)	—	—	<0.0006	—	—	—	—	—
シ マ ジ ン (0.003mg/L 以下)	—	—	<0.0003	—	—	—	—	—
チオベンカルブ (0.02mg/L 以下)	—	—	<0.002	—	—	—	—	—
ベ ン ゼ ン (0.01mg/L 以下)	—	—	<0.001	—	—	—	—	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (10mg/L 以下)	0.7	—	—	—	—	5.9	6.8	3.0
1,4-ジオキサン (0.05mg/L 以下)	—	—	<0.005	—	—	—	—	—

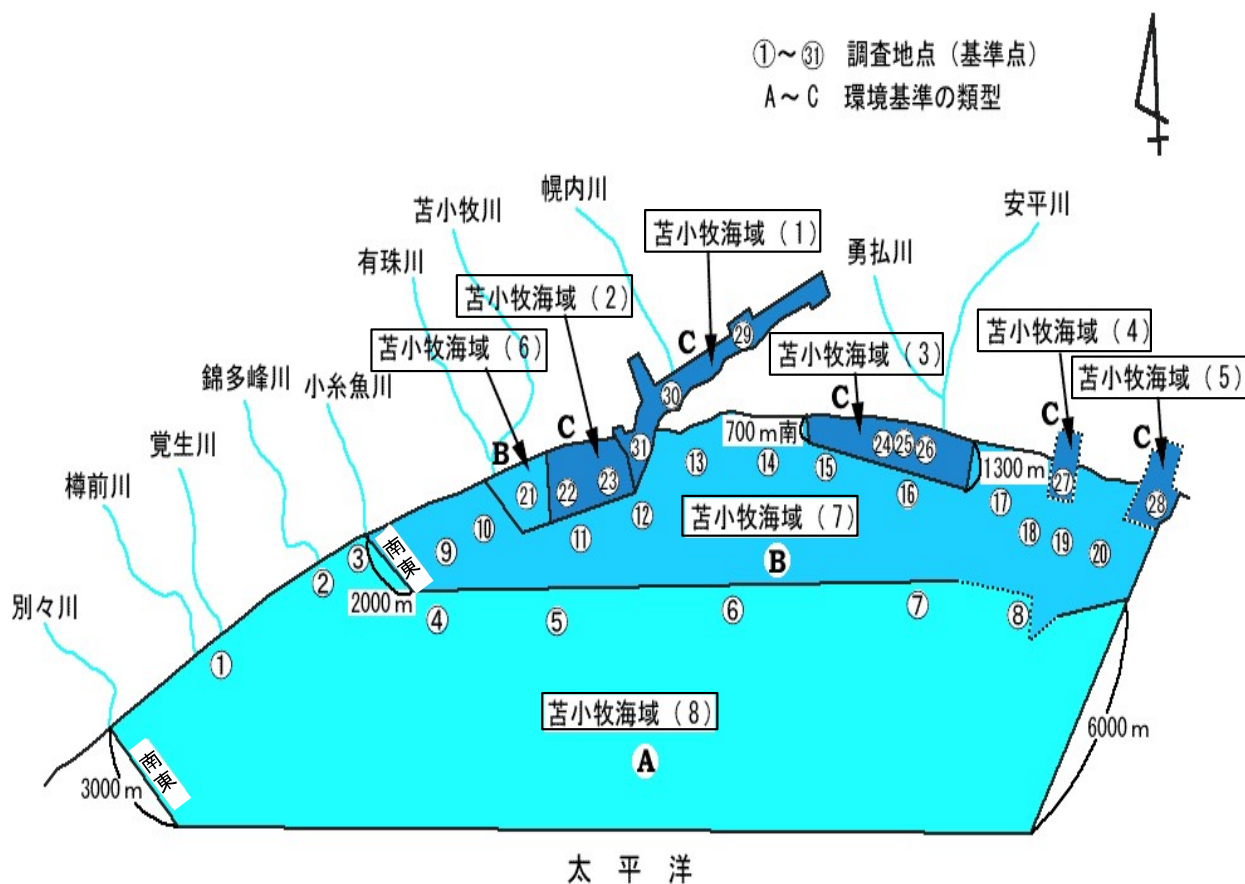
(注) 結果は最大値を表示。

3 海域の水質測定地点及び測定結果

本市の海域は、以下のとおり 8 水域に分けて環境基準の類型指定がされています。

これらの海域内に、31 か所の環境基準点が設定され北海道が測定を行い、監視を行っています。

■ 苫小牧海域の環境基準の類型及び調査地点位置図



■ 環境基準(生活環境項目)

区分	類型	pH	COD (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)	n-ヘキサン 抽出物質(油分等) (mg/L)
一般項目	A	7.8 以上	2 以下	7.5 以上	1,000 以下	検出されないこと
	B	8.3 以下	3 以下	5 以上	—	検出されないこと
	C	7.0 以上 8.3 以下	8 以下	2 以上	—	—

(1) 海域の水質測定結果

■ 生活環境項目の水質測定結果 (令和6 (2024) 年度)

(北海道調べ)

海域名	類型	地点	pH		COD (mg/L)			DO (mg/L)		大腸菌数 (CFU/100mL)		油分 (mg/L)	
			最大値 最小値	最大値 最小値	75% 値	評価	最大値 最小値	最大値 最小値	90% 値	最大値 最小値	最大値 最小値		
苫小牧海域 (1)	C	29	8.2 7.9	3.1 1.4	2.5	○	11 8.1	—	—	—	—	—	
		30	8.1 7.9	4.3 1.5	2.5	○	11 8.1	—	—	—	—	—	
		31	8.2 7.9	3.1 1.4	2.6	○	11 7.6	—	—	—	—	—	
苫小牧海域 (2)	C	22	8.1 7.7	6.5 2.5	4.4	○	10 8.1	—	—	—	—	—	
		23	8.2 7.9	2.6 1.5	2.5	○	11 7.4	—	—	—	—	—	
苫小牧海域 (3)	C	24	8.2 7.9	3.0 1.5	2.3	○	10 7.4	—	—	—	—	—	
		25	8.2 7.9	3.1 1.5	2.5	○	12 7.4	—	—	—	—	—	
		26	8.2 7.9	3.0 1.4	2.5	○	11 7.3	—	—	—	—	—	
苫小牧海域 (4)	C	27	8.2 7.9	3.1 1.6	2.6	○	12 7.3	—	—	—	—	—	
苫小牧海域 (5)	C	28	8.1 7.9	3.1 1.6	2.7	○	11 7.4	—	—	—	—	—	
苫小牧海域 (6)	B	21	8.2 7.9	2.7 1.8	2.5	○	11 8.1	—	—	—	<0.5	<0.5	
苫小牧海域 (7)	B	10	8.2 7.9	2.6 2.0	2.4	○	10 8.3	—	—	—	<0.5	<0.5	
		12	8.2 7.9	2.6 1.5	2.4	○	10 7.9	—	—	—	<0.5	<0.5	
		14	8.2 7.9	2.6 1.4	2.1	○	11 7.5	—	—	—	<0.5	<0.5	
		16	8.2 7.9	2.7 1.6	2.2	○	12 7.3	—	—	—	<0.5	<0.5	
		18	8.2 7.9	2.7 1.3	2.4	○	11 7.4	—	—	—	<0.5	<0.5	
		20	8.2 7.9	2.9 1.6	2.3	○	12 7.3	—	—	—	<0.5	<0.5	
苫小牧海域 (8)	A	1	8.2 7.9	2.6 1.2	2.4	×	11 8.2	<1 <1	<1 <1	<1 <1	<0.5	<0.5	
		2	8.2 7.9	2.7 1.2	2.5	×	10 8.2	<1 <1	<1 <1	<1 <1	<0.5	<0.5	
		4	8.2 7.9	2.5 1.2	1.9	○	10 8.4	<1 <1	<1 <1	<1 <1	<0.5	<0.5	
		7	8.2 7.9	2.4 1.5	1.9	○	11 7.5	<1 <1	<1 <1	<1 <1	<0.5	<0.5	
		8	8.2 7.9	2.0 1.4	1.9	○	12 7.3	<1 <1	<1 <1	<1 <1	<0.5	<0.5	

(注) 評価欄 「○」は環境基準達成、「×」は環境基準未達成を表す。

■健康項目の測定結果 (令和6 (2024) 年度)

(北海道調べ) 単位 : mg/L

項目 (環境基準)	海域(1)			海域(2)	海域(3)
	地点 29	地点 30	地点 31	地点 22	地点 24
カドミウム (0.003mg/L 以下)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン (検出されないこと)	<0.1	—	<0.1	<0.1	<0.1
鉛 (0.01mg/L 以下)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
ヒ素 (0.01mg/L 以下)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀 (0.0005mg/L 以下)	<0.0005	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005
P C B (検出されないこと)	—	<0.0005	—	—	—
1,3-ジクロロプロペン (0.002mg/L 以下)	—	—	<0.0002	<0.0002	—
チウラム (0.006mg/L 以下)	—	—	<0.0006	<0.0006	—
シマジン (0.003mg/L 以下)	—	—	<0.0003	<0.0003	—
チオベンカルブ (0.02mg/L 以下)	—	—	<0.002	<0.002	—
1,4-ジオキサン (0.05mg/L 以下)	—	<0.005	—	—	—

項目 (環境基準)	海域(5)	海域(6)	海域(7)
	地点 28	地点 21	地点 14
カドミウム (0.003mg/L 以下)	<0.0003	—	<0.0003
全シアン (検出されないこと)	<0.1	—	—
鉛 (0.01mg/L 以下)	<0.005	—	<0.005
ヒ素 (0.01mg/L 以下)	<0.005	—	<0.005
総水銀 (0.0005mg/L 以下)	<0.0005	—	—
1,3-ジクロロプロペン (0.002mg/L 以下)	—	<0.0002	—
チウラム (0.006mg/L 以下)	—	<0.0006	—
シマジン (0.003mg/L 以下)	—	<0.0003	—
チオベンカルブ (0.02mg/L 以下)	—	<0.002	—
ベンゼン (0.01mg/L 以下)	—	<0.001	—

(注) 全ての項目において、環境基準を達成。

第3節 騒音・振動

1 概況

本市では、市内の騒音・振動の状況を把握するため、環境騒音、自動車騒音・道路交通振動及び航空機騒音を測定し、監視しています。測定の結果、一部の地点において環境基準の超過が確認されました。

■環境基準及び要請限度との比較（令和7（2025）年度）

区 分	時 間 帯	環境基準及び要請限度の適否
環 境 騒 音	昼間(6~22時)	○ 全ての測定地点で環境基準を達成しています。
	夜間(22~翌日6時)	
自 動 車 騒 音	昼間(6~22時)	○ 一部測定地点で環境基準の超過が確認されました。
	夜間(22~翌日6時)	
道 路 交 通 振 動	昼間(8~19時)	○ 全ての測定地点で要請限度を達成しています。
	夜間(19~翌日8時)	
航 空 機 騒 音	全 日	○ 全ての測定地点で環境基準を達成しています。

「要請限度」とは

自動車騒音または道路交通振動を低減するため、測定結果に基づき、道路管理者に意見を述べ、北海道公安委員会に対して要請することができる判断基準となる値をいいます。

2 環境騒音及び自動車騒音・振動の状況

(1) 測定地点

環境騒音については、道路に面する地域以外の一般地域 6 地点、自動車騒音・道路交通振動については、国道・道道・市道合わせて 4 路線で測定を実施しました。

■環境騒音及び自動車騒音・振動・交通量測定地点（令和 7（2025）年度）



環境騒音測定地点		自動車騒音・振動測定地点	
1	明徳町 3 丁目	A	末広町 3 丁目（国道 36 号）
2	柏木町 6 丁目	B	矢代町 2 丁目（国道 36 号）
3	東開町 2 丁目	C	沼ノ端 42-12（道道 781 号）
4	元中野町 3 丁目	D	しらかば町 5 丁目（道道 781 号）
5	高砂町 1 丁目	E	北栄町 1 丁目（市道）
6	字勇払 27 番地		

(2) 測定結果

■ 環境騒音測定結果 (令和7 (2025) 年度)

単位:デシベル

No.	地点名 (用途地域区分)	環境基準		測定結果		環境基準 達成状況		地域の 類型
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
1	明徳町3丁目 (第一種中高層住居専用地域)	55	45	43	36	○	○	A
2	柏木町6丁目 (第一種中高層住居専用地域)	55	45	44	35	○	○	A
3	東関町2丁目 (第一種中高層住居専用地域)	55	45	50	45	○	○	A
4	元中野町3丁目 (第一種住居地域)	55	45	46	39	○	○	B
5	高砂町1丁目 (準工業地域)	60	50	49	47	○	○	C
6	字勇払27番地 (準工業地域)	60	50	46	39	○	○	C

(注) 測定値は時間帯区分ごとの等価騒音レベルから算出。

■ 自動車騒音測定結果 (令和7 (2025) 年度)

単位:デシベル

No.	道路名	測定地点	車線数 道路端 からの 距離(m)	環境基準 (要請限度)		測定結果		環境基準 達成状況	
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
A	国道36号白老通(新中野)	未広町3丁目	6(0.0)	70 (75)	65 (70)	69	65	○	○
B	国道36号白老通(元町-旭町)	矢代町2丁目	4(0.0)			70	65	○	○
C	道道781号勇払沼ノ端通(沼ノ端)	沼ノ端42-12	2(0.0)			70	64	○	○
D	道道781号双葉三条通(ときわ-木場)	しらかば町5丁目	6(0.0)			68	60	○	○
E	市道明野南通	北栄町1丁目	4(0.0)			60	52	○	○

(注) 1 測定地点は全て「幹線交通を担う道路に近接する空間」に該当する。

2 測定値は、2日間連続測定した時間帯区分ごとの等価騒音レベルから算出。

3 環境基準達成状況欄で「○」は達成、「△」は環境基準値超過要請限度以内、「×」は環境基準値及び要請限度値超過を表す。

4 昼間とは6時~22時、夜間とは22時~翌日6時をいう。

■ 道路交通振動測定結果 (令和7 (2025) 年度)

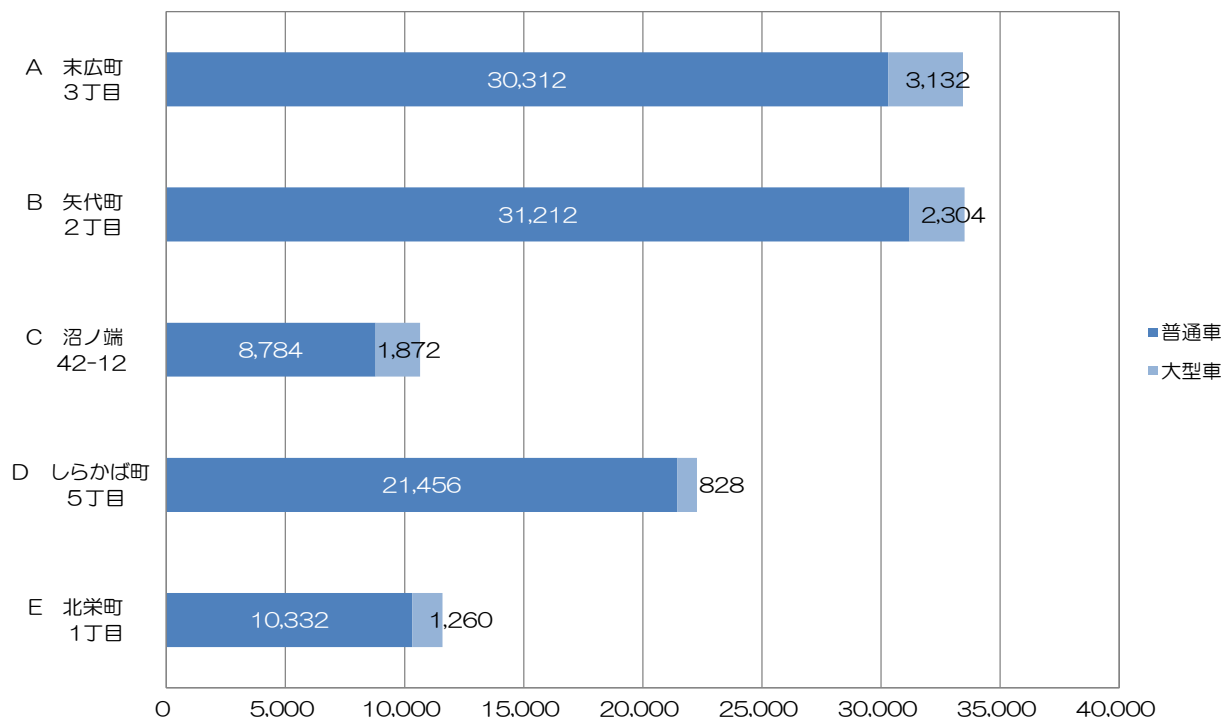
単位:デシベル

No.	道路名	測定地点	要請限度		測定結果	
			昼間	夜間	昼間	夜間
A	国道 36 号白老通 (新中野)	末広町3丁目	70	65	47	41
B	国道 36 号白老通(元町-旭町)	矢代町2丁目	65	60	39	31
C	道道 781 号勇払沼ノ端通(沼ノ端)	沼ノ端 42-12	70	65	46	35
D	道道 781 号双葉三条通(ときわ-木場)	しらかば町5丁目	65	60	48	37
E	市道明野南通	北栄町1丁目	70	65	40	30

- (注) 1 振動の測定値は 80%レンジの上端値。
 2 昼間とは 8 時～19 時、夜間とは 19 時～翌日 8 時をいう。

■ 交通量調査結果 (令和7 (2025) 年度)

単位: 台



(注) グラフの値は、平日 12 時間交通量台数を表す。

■面的評価による自動車騒音環境基準適合状況（令和7（2025）年度）

	評価 区間 延長 距離 (km)	評価 区間数 (区間)	評価 対象戸数 (戸)	評価結果				
				昼夜とも 基準値 以下(戸)	昼のみ 基準値 以下(戸)	夜のみ 基準値 以下(戸)	昼夜とも 基準値 超過(戸)	
全体(割合)	116.8	60	15,454 (100%)	15,051 (97.4%)	51 (0.3%)	255 (1.7%)	97 (0.6%)	
道路別内訳	高速自動車道	5.8	3	18	4	0	0	14
	一般国道	31.7	14	2,772	2,754	5	3	10
	道道	40.5	14	4,203	3,857	46	229	71
	4車線以上の市道	38.8	29	8,461	8,436	0	23	2

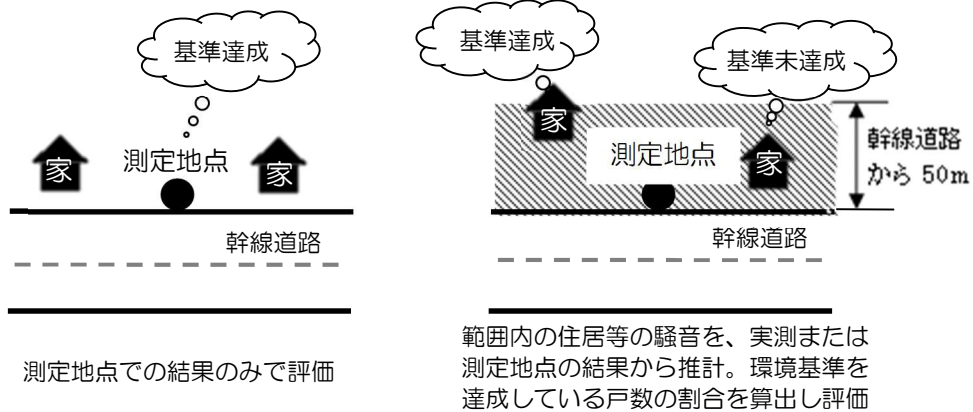
※「面的評価」とは

面的評価とは、幹線道路に面した地域において、騒音の環境基準をどの程度満たしているかを示す自動車騒音の評価方法です。

幹線道路に面する地域での騒音を、道路端から50 mの範囲にある全ての住居等を対象に、実測値や推計によって騒音レベルの状況を把握し、環境基準を達成している戸数の割合を算出して評価します。

■自動車騒音評価のイメージ(点的評価(左図)と面的評価(右図))

(例) 環境基準達成率は50%
(2戸中1戸で基準達成)



令和7（2025）年度は、区間延長 116.8 km、評価住居戸数 15,454 戸についての評価を実施しました。

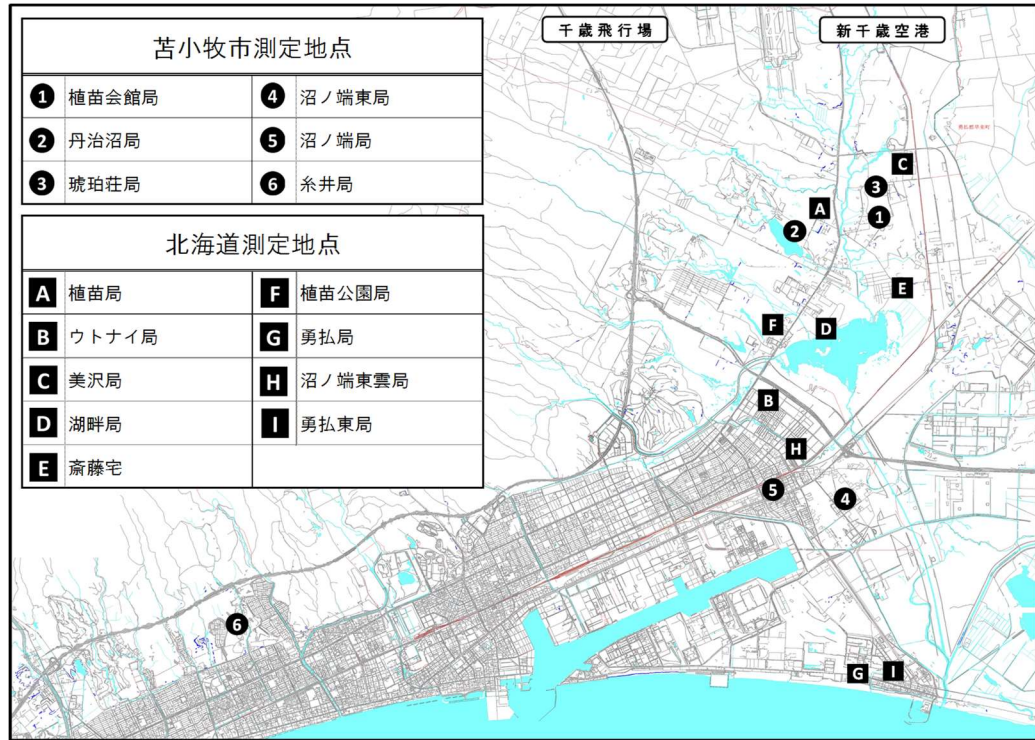
評価の結果、昼夜ともに環境基準を下回ったのは 15,051 戸で、97.4%が環境基準を達成しています。

3 航空機騒音の状況

(1) 測定地点及び測定結果

北海道と本市では、市内 15 測定局（北海道 9 局、本市 6 局）で航空機騒音の常時監視を行っています。令和 7 年度については全て環境基準に適合していました。

■ 航空機騒音常時監視地点及び常時監視測定結果（令和 7（2025）年度）



単位:dB（デシベル）

苫小牧市測定（Lden）				北海道測定（Lden）								
No.	測定局名	測定結果	評価	No.	測定局名	測定結果	評価	No.	測定局名	測定結果	評価	
1	植苗会館局	50	○	A	植苗局	57	○	G	勇払局	50	○	
2	丹治沼局	59	○	B	ウトナイ局	51	○	H	沼ノ端東雲局	54	○	
3	琥珀荘局	51	○	C	美沢局	47	○	I	勇払東局	50	○	
4	沼ノ端東局	54	○	D	湖畔局	58	○	環境基準 沼ノ端局、ウトナイ局、 植苗公園局 それ以外				
5	沼ノ端局	51	○	E	斎藤宅局	45	○					57
6	糸井局	37	-	F	植苗公園局	52	○					62

(注) 1 評価欄の「○」は環境基準達成、「×」は環境基準値超過、「-」は環境基準適用外を表す。

2 Lden(時間帯補正等価騒音レベル)は航空機騒音の評価指標で、各飛行機の聞こえ始めから聞こえ終わりまでの人が受ける騒音エネルギーを測定し、時間帯による補正を行った値をいう。

第4節 悪臭

1 概況

(1) 悪臭防止法による規制

悪臭防止法では、特定悪臭物質として 22 種類の物質が定められています。また、規制方法として事業所からの「排出濃度」で規制する方法、又は嗅覚測定法により測定される悪臭の程度を表す「臭気指数」で規制する方法が定められています。このうち、本市では排出濃度規制を採用し、市内全域を最も厳しい濃度（臭気強度 2.5 相当）を規制値としています。

■ 悪臭防止法で指定される特定悪臭物質(22 物質)

	特定悪臭物質の物質名	主な発生源	規制対象		
			敷地境界	気体排出口	排水
1	アンモニア	畜産事業場、し尿処理場	○	○	
2	メチルメルカプタン	パルプ製造工場、し尿処理場	○		○
3	硫化水素	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場	○	○	○
4	硫化メチル	パルプ製造工場、し尿処理場	○		○
5	二硫化メチル		○		○
6	トリメチルアミン	畜産事業場、魚腸骨処理場	○	○	
7	アセトアルデヒド	化学工場、魚腸骨処理場	○		
8	プロピオンアルデヒド	塗装工場、印刷工場、魚腸骨処理場	○	○	
9	ノルマルブチルアルデヒド		○	○	
10	イソブチルアルデヒド		○	○	
11	ノルマルバレールアルデヒド		○	○	
12	イソバレールアルデヒド		○	○	
13	イソブタノール		○	○	
14	酢酸エチル		○	○	
15	メチルイソブチルケトン	塗装工場、印刷工場	○	○	
16	トルエン		○	○	
17	キシレン		○	○	
18	スチレン	化学工場、FRP 製品製造工場	○		
19	プロピオン酸	畜産事業場	○		
20	ノルマル酪酸	畜産事業場、魚腸骨処理場	○		
21	ノルマル吉草酸		○		
22	イソ吉草酸		○		

(2) 調査結果

本市では定期的に臭気パトロールを実施しています。また、臭気の状態に応じ、事業所の敷地境界又は気体排出口において悪臭防止法に基づく特定悪臭物質濃度を測定しています。

令和 7（2025）年度は臭気パトロールを 4 回実施し、臭気が確認された地点については、特定悪臭物質の濃度測定を行いました。

■臭気パトロールの実施状況

実施年度	実施回数	調査地点数	調査地域
令和 7（2025）年度	4 回	8 地点	勇払方面、苫小牧市中心街
令和 6（2024）年度	4 回	8 地点	勇払方面、苫小牧市中心街
令和 5（2023）年度	4 回	8 地点	勇払方面、苫小牧市中心街

■事業所の敷地境界線における調査結果（令和 7（2025）年度）

測定項目	敷地境界 における 規制基準値 (ppm)	肥料製造 A 事業所	
		9 月 12 日	評価
アンモニア	1	0.42	○
トリメチルアミン	0.005	0.0023	○
プロピオン酸	0.03	<0.0005	○
ノルマル酪酸	0.001	0.0010	○
ノルマル吉草酸	0.0009	<0.0005	○
イソ吉草酸	0.001	<0.0005	○

(注) 評価欄「○」は規制基準適合、「×」は規制基準不適合を表す。

第5節 公害苦情

令和7（2025）年度における公害苦情処理件数は40件で、前年度より6件減となりました。

内訳は以下のとおりで、焼却時の煙や近所からの騒音、工場からの悪臭など、様々な相談が寄せられており、発生源の特定を行った上で、必要に応じて発生源者への指導や助言を行っています。

■ 公害苦情の種類別件数と主な申立内容（令和7（2025）年度）

公害の種類	件数	申立内容(一例)
大気汚染	11件	薪ストーブや野焼き行為の煙など
騒音・振動	18件	工事現場の騒音・振動、近所からの騒音、航空機騒音など
悪臭	10件	一般家庭、事業所からの臭気など
その他	1件	土壌汚染、廃棄物投棄など
合計	40件	—

■ 公害苦情の推移

